

中央ろうきんの健全性・安全性

自己資本比率

8.88%

自己資本比率は、自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として法令により定められた、金融機関の健全性をあらわす指標の一つです。

2020年3月末の自己資本比率は8.88%となっており、国内基準である4%を大きく上回っています。(詳しい内容については48～59ページをご覧ください。)

今後も引き続き保有資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な備えともなる自己資本の充実に努めます。

格付機関R&I(株)格付投資情報センター)による格付け

A 格付の方向性 [安定的]

〈中央ろうきん〉では、第三者である格付機関R&Iによる発行体格付けを取得しています。発行体格付けとは、発行体が負うすべての金融債務についての総合的な債務履行能力に対する格付機関の意見です。

〈中央ろうきん〉は、2020年2月に、【格付:A 格付の方向性:安定的】との評価を得ており、その健全性が客観的に認められております。

リスク管理債権比率

0.58%

経営の健全性をはかる指標のひとつに、リスク管理債権比率があります。これは、貸出金額に対してリスク管理債権額がどれだけあるかを示したもので、低い数値ほど資産の健全性が高いことを意味しています。「リスク管理債権」は、何らかの理由により、約定通りの返済が困難な取引先に対する貸出金のことです。

〈中央ろうきん〉のリスク管理債権比率は、0.58%ときわめて低く、健全性の高さが数値に表われています。

(詳しい内容については44ページをご覧ください。)

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。〈ろうきん〉では、この「預金保険制度」とは別に、〈ろうきん〉業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会および労働金庫連合会による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労働金庫連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、〈ろうきん〉に経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労働金庫連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

融資にみる〈中央ろうきん〉の特長

融資の個人への比率

99.53%

〈中央ろうきん〉の融資は、99.53%が個人の方への融資(一般住宅資金+生活資金)です。

